

2024年株主総会に向けての留意点

日比谷パーク法律事務所
弁護士 松山 遙

第1 はじめに

1 アフターコロナの総会運営

(1) リアル株主総会の縮小と感染対策の実施

一方で、昨年（2023年）5月8日に新型コロナウイルスの感染法上の分類は5類に変更され、新型コロナウイルスの感染対策として短縮化された総会運営をどこまで戻すのかを検討する必要あり。

↓

会場設営・受付体制の見直し

短縮化されたシナリオ・質問数制限等の見直し

おみやげの復活（←これを検討する企業は少ない）

(2) バーチャル株主総会の実施

ここ数年の株主総会では、感染対策としてリアル株主総会を縮小する一方で、バーチャル株主総会の運営に取り組み、株主への情報提供・対話の充実を図ってきた。バーチャル活用の流れは変わらないと考えられる。

➤ バーチャルオンリー総会

産業競争力強化法により、上場会社は、会社法の特例として、株主総会を場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー総会）とすることができる旨を定款で定めることができる。

要件を満たせばバーチャルオンリー総会を実施することも可能だが、実施例は少ない（2022年7月1日～2023年6月30日まで：13社¹）。

¹ 旬刊商事法務 2344号「株主総会白書 2023年版」35頁

➤ ハイブリッド型バーチャル総会

- ・出席型バーチャル総会
- ・参加型バーチャル総会

↓

多くの企業で実施しているのは、参加型バーチャル総会
リアル株主総会の場に在所しない株主が、WEB サイト等で配信される中継動画を傍聴したり、事前にコメント・質問できるような工夫を行うもの。
ただし、WEB を通じた株主総会への「出席」を認めるものではなく、議決権行使については書面・電子投票を通じて行う。

2 コーポレートガバナンス・コード等を踏まえた任意開示の充実

CG コードでは、上場会社に対して一定レベルのガバナンス体制の構築や情報開示の充実を求めている。

事業報告・参考書類において、任意の情報開示をどこまで盛り込むべきかを検討する必要あり。

- ・経営戦略・経営計画・事業ポートフォリオの基本方針
- ・配当・資本政策
- ・ガバナンス体制（機関設計、取締役会のスキル・マトリックス、社外取締役の独立性・多様性、指名・報酬委員会の役割・権限、報酬体系など）
- ・サステナビリティ

3 議決権行使助言会社・機関投資家の議決権行使基準の厳格化

スチュワードシップ・コード等により、機関投資家の議決権行使基準の厳格化がより一層進んでおり、会社提案に対する反対票も増加している。

(1) 経営トップの取締役選任議案について

① 取締役会の独立性

2022年2月以降、監査役会設置会社でも社外取締役3分の1未満の場合には経営トップに反対（ISS）。

2022年2月以降、監査役会設置会社で取締役会と監査役会の独立役員の合計人数の割合が3分の1未満かつ独立社外取締役が2名以上いない場合には会長等に反対（グラス・ルイス）。

② 取締役会のジェンダー・ダイバーシティ

2023年2月以降、女性取締役が1名もいない場合には経営トップに反対（ISS）。

2023年2月以降、プライム市場上場会社で男性以外の役員が10%以上いない場合には会長等に反対。従前は、ジェンダー・ダイバーシティ方針、将来の目標値設定、取組を明確に説明・開示している場合には、例外的に反対推奨を見送る場合があるとされていたが、2024年2月以降、プライム上場企業には例外の適用はなくなる（グラス・ルイス）。

③ 政策保有株式の保有状況

2022年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（純資産の20%以上）には経営トップに反対（ISS）。

2021年2月以降、政策保有株式の過度な保有が認められる場合（純資産の10%以上）には経営トップに反対。ただし、一定の要件を充たす場合には例外的に反対推奨しない（グラス・ルイス）。

④ ROE ポリシーの復活

資本生産性が低く（＝過去5期平均のROEが5%未満）かつ改善傾向にならない（＝直近の会計年度のROEが5%未満）場合には経営トップに反対。新型コロナウイルスの影響を考慮して適用を停止していたROEポリシーを2024年から復活させる（ISS）。

(2) 買収防衛策導入議案について

平時における買収防衛策導入議案に関して、第一段階（形式審査）、第二段階（個別審査）の要件を満たした場合にのみ賛成推奨する。形式審査の要件の1つとして、従前は「総会後の取締役会に占める出席率に問題のない独

立社外取締役を2名以上かつ3分の1以上」とされていたが、2024年2月から「過半数」に変更（ISS）。

4 株主提案の増加

株主提案の議案数は、2022年7月1日から2023年6月31日までの定時株主総会において124件（113社）。前年より16件（17社）増加している²。

株主提案が承認可決された事例も散見されている。

➤ 具体的にどのような株主提案が出されているのか？

特殊な例としては、電力会社に対する原子力発電に関する定款変更議案や気候変動関連の議案など。

それ以外に多い提案内容は、以下のとおり。

- ・ 役員選任議案
- ・ 株主還元に関する議案（配当、自己株式取得）
- ・ 定款変更議案（役員報酬の個別開示、政策保有株式の売却など）

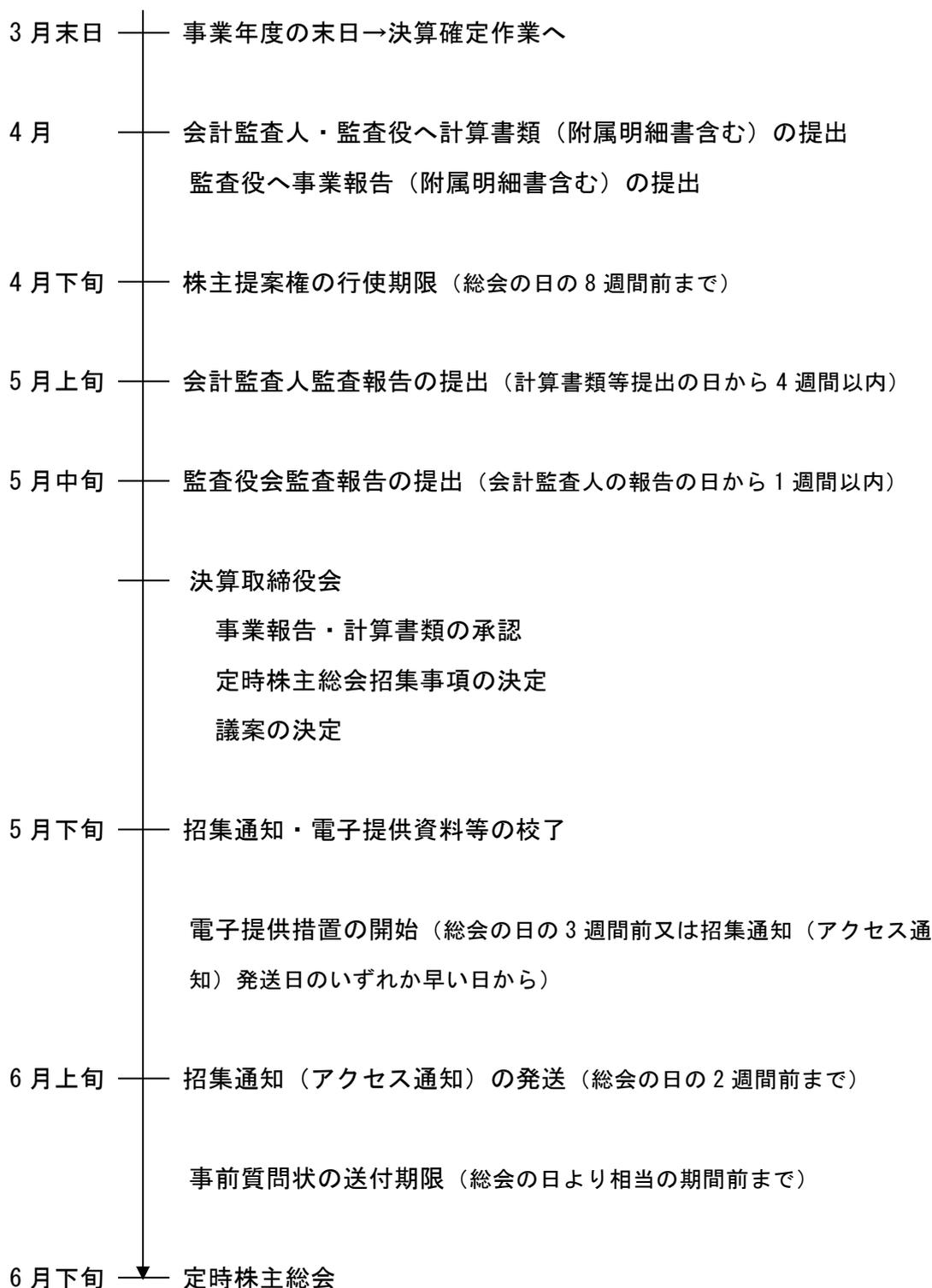
➤ 会社提案に対する反対の呼びかけ

アクティビストの活動としては、株主提案の提出以外に、会社提案に対する反対の呼びかけを行うことも考えられる。

² 旬刊商事法務 2344号「株主総会白書 2023年版」20頁

第2 株主総会までのスケジュールと準備

1 スケジュール



2 監査報告の作成

(1) 監査報告の作成

監査役会は、監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会監査報告を作成する（規則 130 条、会社計算規則 128 条）。

監査役会の結論は多数決で決せられるが（会社法 393 条 1 項）、これらの事項について異なる意見を有する監査役は、当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（規則 130 条 2 項、会社計算規則 128 条 2 項）。監査役は独任制であるため。監査等委員・監査委員にも同様の権利が認められている。

↓

監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（規則 130 条 3 項、会社計算規則 128 条 3 項）。

もともと監査役会では決議の省略（書面決議）は認められていないのであるが、監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したものである。

(2) 会計監査に係る記載事項

会計監査に関しては、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する（会計監査人監査を前提とした監査）。

KAM に関する協議の状況について記載する例もあり。

➤ 会計監査人の会計監査報告

- ✓ 会計監査人の監査の方法及びその内容（会社計算規則 126 条 1 項 1 号）
- ✓ 計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見（2 号）

→ 無限定適正意見

除外事項を付した限定適正意見

不適正意見

- ✓ 2号の意見がないときはその旨及びその理由（3号）
 - 会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない。例としては、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないとき、など。
 - ✓ 継続企業の前提に関する注記に係る事項（4号）
 - ✓ 2号の意見があるときは、事業報告・附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容（5号）
 - ✓ 追記情報（6号）
 - 会計方針の変更
 - 重要な偶発事象
 - 重要な後発事象
 - ✓ 会計監査報告を作成した日（7号）
- 監査役・監査役会等の会計監査報告（会社計算規則127条～129条）
- ✓ 監査役の監査の方法及びその内容（1号）
 - ✓ 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときはその旨・その理由（2号）
 - 会計監査人の適格性、監査手続、監査計画、監査実施状況、監査役監査との整合性等を考慮して、方法及び内容（監査結果）の相当性を判断する。
 - ✓ 重要な後発事象（3号）
 - ✓ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（4号）

→CGコードで会計監査人評価基準を策定することが求められている。
当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認する必要あり。

- ✓ 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由(5号)
→監査の信頼性の限界についての注意喚起であり、これによって社内の協力を得やすくする効果が期待される。
- ✓ 監査報告を作成した日(6号)

(3) 業務監査に係る記載事項

業務監査に関しては、監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

➤ 監査役・監査役会等の業務監査報告(規則129条~131条)

- ✓ 業務監査の方法及び内容(1号)
- ✓ 事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(2号)
→会社法施行規則の改正により、事業報告・参考書類における記載事項が増えていることに注意(後述)。
- ✓ 取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実(3号)
→取締役が関与する不祥事が起きた場合にはここで指摘する。ただし、「重大な事実」なので、重大性の判断基準を検討する必要あり。
- ✓ 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由(4号)
- ✓ 大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見(5号)
→内部統制システムの決定概要だけでなく、運用状況の相当性についてもチェックする必要あり。
従業員による不祥事が起きた場合には、内部統制システムに不備がなかったかどうかを検討し、ここで指摘する必要あり。
- ✓ 親会社との取引(個別注記表において注記を要するもの)について、

会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見（6号）

→親会社取引の相当性については、取締役会・社外取締役だけでなく、監査役も検討する必要あり。

- ✓ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見（6号）
- ✓ 監査報告を作成した日（7号）

(4) 非常時対応

➤ 無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる（会社法 439 条）。

↓

- ✓ 仮に万一、会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役の誰かから相当性に異議が出された場合には、計算書類を決議事項として付議しなければならない。
- ✓ 株主総会までに無限定適正意見がとれない（＝間に合わない）場合には、株主総会を延期又は継続会として、改めて計算書類の報告（決議）を行わなければならない。

↓

非常事態であり、監査役・経営陣ともになるべく早く会計監査人から意見がとれるように準備を進める必要あり。

➤ 当該事業年度において不祥事が起きた場合

✓ 役員による不祥事の場合

→監査役は、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。

当該不祥事が「重大」かどうかを判断し、記載するかどうかを検討しなければならない。仮に「重大」でないとして監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」、あるいは、社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

✓ 従業員による不祥事

→監査役は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。

当該不祥事が発生したことにより内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性についての記載をどうすべきか検討する必要あり。仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

3 招集決定までに検討しておくべき事項

(1) 会計監査人の評価・再任の是非

- 監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法 344 条 1 項）、当該候補者を会計監査人候補者とした理由を開示しなければならない（会社法施行規則 81 条 2 号）³。

会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則 126 条 2 号）。

- 監査役は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準を策定すべきである（CG コード補充原則 3-2①）。

↓

監査役会としては、株主総会の招集決定までの間に、当該会計監査人を評価基準に従って評価し、不再任とする必要がないかどうかを検討する必要

³ 以下、会社法施行規則を単に「規則」と表記し、会社計算規則は「会社計算規則」と表記する。

がある。

会計監査人から監査結果の報告を受けるだけでなく、ガバナンス状況等についても報告を受けて確認するほか、会社の経理部(会計監査を受ける側)等にも監査の状況・問題点の有無を確認して、会計監査人の再任の是非を検討すべき。

会計監査人による非保証業務についても確認・同意等を行う必要がある。

(2) 内部監査部門における運用状況の評価

- 大会社は、内部統制システムの決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない(規則118条2号)。
- 監査役は、内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告で記載しなければならない(規則129条1項5号)。

↓

監査役会は、内部監査部と連携し、当該事業年度における内部監査の実績・結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。監査委員会・監査等委員会の場合には、内部統制システムを通じた組織監査が想定されており、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要あり。

(3) 指名・報酬の決定プロセスの相当性(監査等委員会の場合)

監査等委員会設置会社では、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない(会社法399条の2第3項3号)。

↓

株主総会の招集決定において取締役選任議案が承認されるのに先立ち、監査等委員会において、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったのかどうかを確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

↓

どのようにして指名の方針・プロセスを確認すべきか?

任意の指名委員会において、当該委員会における審議のプロセスやどのような協議がなされたのかを確認する。

(4) 監査役選任議案への同意

- 株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない（会社法 343 条 1 項）。
- 監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきとされている（CG コード原則 4-11）。
- 機関投資家の中には、社外役員の独立性を判断するための要素として任期の上限を設けるところがある。

↓

社外監査役の任期に上限（2 期あるいは 3 期）を設けるべきかどうか。

社外監査役に求める経験・知見を含め、監査役のスキル・マトリックスを検討しておく必要はないか。

常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、指名委員会又は監査役会はどのように関与すべきか。

・・・などの点を検討しておく必要あり。

4 株主提案が出された場合の留意点

(1) 要件の確認

まずは株主提案の要件（株式保有要件、提案権の行使期限、個別株主通知、株式取扱規則等に定める手続など）を満たしているかどうかを確認する。

➤ 株式保有要件

総株主の議決権の 100 分の 1 以上又は 300 個以上の議決権を 6 ヶ月前から引き続き保有する株主が、株主提案をすることができる。

複数の株主が集まって要件を充たすことも可能。

- 提案権の行使期限
株主総会の日から8週間前までに提案権を行使しなければならない。
行使期限が過ぎて到達した株主提案については、翌年採り上げる必要があるかどうかを確認する。
- 個別株主通知
株主提案権は少数株主権（振替法 154 条 2 項）に該当するため、提案権を行使するのに先立ち、個別株主通知が必要。
- 株式取扱規則等に定める手続
各社の株式取扱規則等において所定の手続を定めていることが多い（書面を要するかどうか、提案理由の文字制限など）。

(2) 提案数の確認

令和元年改正会社法により、取締役会設置会社においては、株主提案の数が10を超えるときは、10を超える部分の議案について株主提案（議案要領の通知請求）ができないこととされた（会社法 305 条 4 項）。

ただし、取締役選任・解任議案等については候補者の数にかかわらず、1の議案とみなされる。

↓

拒否できる議案については、株主が定めた優先順位がある場合にはそれに従い、ない場合には取締役が定めることとなる。

(3) 拒絶事由・濫用

- 株主提案が次の事由に該当する場合には、提案を拒絶できる。
 - ✓ 法令・定款に違反する場合
 - ✓ 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合
- 以下の場合には、提案権の濫用であるとして拒絶できる可能性あり。

株主提案といえども、これを濫用することが許されないことは当然であって、その行使が、主として当該株主の私怨を晴らし、あるいは特定の個人や会社を困惑させるなど、正当な株主提案権の行使とは認められないような目的に出たものである場合には、株主提案権の行使は権利の濫用として許されない（東京高決平成24年5月31日など）。

↓

ただし、実際に濫用と認められるかどうかは難しい。

(4) 提案株主による補足説明等

➤ 補足説明

提案株主が総会当日に来場して提案理由等の補足説明を希望した場合には、提案株主による補足説明を認めるのが通例である。

↓

仮に感染対策として総会の短時間化を図る場合でも、提案株主の補足説明の機会を一切拒否するのは後のトラブルにつながるリスクあり。

ただし、補足説明については、合理的な時間の範囲で行うよう、議長から指示すべきである。

➤ 株主提案に係る質疑応答

株主提案に係る議案について質問が出た場合、会社で答えられる質問については会社が、提案株主でないと答えられない質問については提案株主を指名して回答されるのが通例である。

↓

仮に感染対策として総会の短時間化を図る場合でも、株主提案に係る質疑応答の機会は設ける必要がある。

ただし、提案株主による回答については、合理的な時間の範囲にとどめるよう、議長から指示すべきである。

第3 株主総会の招集手続・総会当日の対応

1 株主総会の招集手続

(1) 株主総会の招集決定

取締役は、株主総会を招集する場合には、①株主総会の日時・場所、②株主総会の目的事項、③書面投票制度を採用するときはその旨、④電子投票制度を採用するときはその旨、⑤その他法務省令（規則 63 条）で定める事項、を定めなければならない（会社法 298 条 1 項）。

➤ 株主総会の日時

定款の基準日の有効期限内（3 ヶ月以内）であれば、会社が決定することができる。

CG コードで、株主との建設的な対話の充実・情報提供等の観点から、総会開催日につき適切に設定すべきとされている。

➤ 開催場所

特段の制限なし（本店所在地・隣接地でなくてもよい）。

ただし、前年の日時・場所と著しく離れている場合には、その日時・場所を決定した理由を開示する必要あり（規則 63 条 1 号、2 号）。

↓

コロナウイルス対応・バーチャル総会の実施により、来場者数は減少傾向にあり、会場の変更（ホテル等の大会場が必要かどうか）も検討する必要あり。

場所を定めないこと（バーチャルオンリー総会）も要件を満たせば可能。

➤ 書面投票・電子投票を採用するときはその旨

株主数が 1000 人以上の会社は書面投票制度を採用する必要あり（会社法 298 条 2 項）。

特定の時をもって書面投票・電子投票の期限とするときは、その特定の時を定める必要あり（規則 63 条 3 号ロ・ハ）。

➤ 代理人による議決権行使の方法

会社は、代理人による議決権行使の方法を定めることができる（会社法 298 条 1 項，規則 63 条 5 号）。

定款で代理人資格・員数を「当社株主 1 名」と定めている例が多い。

↓

CG コードでは、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が株主総会での議決権行使を希望した場合の対応について検討するよう求めている。

株懇から公表されている「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」等を参照しながら、当社における対応方針を検討しておく必要がある。

総会の傍聴は認めるが、発言は許可しないという対応をする例が多い。

➤ 書面交付請求に基づく交付書面から省略する事項

電子提供制度の下でも、議決権行使基準日までに書面交付請求をした株主に対しては、電子提供措置事項を記載した書面をアクセス通知に同封して送付しなければならない（会社法 325 条の 5 第 2 項）。

↓

定款の定めがある場合には、交付書面から、電子提供措置事項の一部を省略することができる（会社法 325 条の 5 第 3 項）。ほとんどの上場会社では、昨年総会で当該定款変更を実施済み。

当該定款の定めに基づき、株主総会参考書類に記載すべき事項のうち交付書面から省略する事項については、取締役会で決定する（規則 63 条 3 号ト）。

↓

ここで交付書面から省略する事項とは、令和元年改正会社法以前の WEB 開示に該当する。しかし、省略できる範囲は従前より拡大しているため、どの範囲の情報を省略するのかについても検討する必要あり。

➤ バーチャル総会の実施（参加型）

株主総会の動画配信の方法（ライブ配信・事後配信）、配信の対象（株主限定・一般公開）のほか、株主からの事前質問・コメントを受け付けるのかどうか、受け付ける場合の回答方法などを検討する必要あり。

(2) 電子提供措置の実施

電子提供措置は、株主総会の日から3週間前の日又は招集通知（アクセス通知）発送日のいずれか早い日から開始しなければならない（会社法325条の3）。さらに、上場規則により、株主総会の日から3週間前の日よりも前に電子提供措置をとるべき努力義務が定められている。

↓

通信障害等により電子提供措置が「中断」された場合に備え、複数のウェブサイトにおいて電子提供措置をとることも考えられる。

自社のHPのほか、東証サイト（東証上場会社情報サービス）を指定することが想定される。

(3) 招集通知（アクセス通知）の発送

招集通知（アクセス通知）の記載事項は、以下のとおり（会社法325条の4第2項、規則95条の3第1項1号）。

- ・ 株主総会の日時及び場所
- ・ 株主総会の目的である事項（議題）
- ・ 株主総会に出席しない株主が書面投票・電子投票ができることとするときは、その旨
- ・ 電子提供措置をとっている旨
- ・ 電子提供措置をとっているウェブサイトのURL その他の株主が電子提供措置事項の内容を閲覧するために必要な事項

↓

招集通知（アクセス通知）に議案などの参考となる情報を付加して送付することも可能。

当面の間は議決権行使書面を送付して書面投票を求める実務となるため、特

に議決権行使比率の向上を目指す場合には、株主総会参考書類及び議案のサマリー等を添付して送付することが考えられる。

↓

追加的な任意の情報提供として、どの範囲の情報を記載した書面を送付すべきか？

本年総会では、電子提供制度の初年度であることから、「フルセットデリバリー」を行う企業も相当数にのぼると考えられる。

ただし、あくまでも経過措置として、初年度、あるいは2024年の定時株主総会までとするべきか。

2 総会当日の想定問答

監査役も会社役員として説明義務を負う。近年では、監査役・社外監査役を名指しした質問も散見される。

質問された場合には、丁寧に回答するのが原則だが、質問内容によっては回答してはいけない事項もあり、注意が必要。

本年は、総会時間短縮のために回答もコンパクトに行う必要あり。

(1) 回答してはいけない事項

➤ 企業秘密に関わる事項

基本的には、決算説明会等で開示済みの事項はコメントし、それ以外は慎重に対応する。

➤ 第三者との契約違反になる事項

他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項については、回答しない。

➤ 他社への非難・中傷ととられかねない事項

他社との業績比較、他社を例とした不祥事対応など、他社に関わる質問については、慎重に回答する。

(2) 回答すべきかどうか悩ましい事項

➤ 子会社に関する質問にどこまで回答するか

子会社に関する質問については、連結に影響があるとはいえ他社に関する事項であり、どこまで回答すべきかの判断が難しい（特に、子会社で不祥事があった場合、子会社の業績が低迷している場合など）。

- ✓ 会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。
- ✓ 特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合には、当該不祥事に関して質問が出る可能性が高い。
事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会社役員の実責任をどう考えているのかなどの点については、親会社（大株主）としてきちんと回答する必要がある。

➤ 不確定な将来の事項を質問された場合にどう回答するか

将来の業績予想・事業再開の見通しなど、未公表の重要事実を開示してしまうリスクがある。未公表の事実かどうか、既に関示・リリース済みの事実かどうかを確認しておく必要あり。

回答担当役員が複数にわたる場合、回答が異なることがないように、回答内容をあらかじめ統一しておくべき。

(3) 社外監査役への質問

ここ数年、社外取締役・社外監査役への質問も増加傾向にあり、実際に社外役員に回答させる例も散見される。

↓

- 社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合
当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然。委員長から回答してもらいたい。
- 独立社外の立場からの意見を求められた場合
質問内容によっては議長判断で適任者を指名すればよく、必ずしも社外役

員を指名しなくてもよい。しかし、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンスの強化を図っている以上、社外役員から回答してもらった方が印象が良い。社内取締役・監査役が回答した後でもよいので、社外役員から回答することを検討すべき。

↓

社外取締役・社外監査役にも回答してもらう場合には、社外取締役・社外監査役用の想定問答を準備し、どのような質問が来たら回答者を誰にするのかをとり決めておく必要あり。

社外取締役・社外監査役に総会リハーサルに出席してもらう例もある。

以上